



- お知らせ
  - ・令和3年度 訪問看護にかかる支援策について
  - ・在宅介護支援事業所も「第三者評価の実施状況」を説明する必要があります。
  - ・介護現場におけるハラスメント対策事業について
  - ・令和3年度 介護職員奨学金返済・育成支援事業
  - ・外国人介護従事者受入れセミナー 受講者募集中！
  - ・外国人介護従事者指導担当職員向け研修 受講者募集中！
  - ・東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金事業計画書を募集中！
  - ・「社会保険労務士による介護職員処遇改善加算等の取得支援」のご案内
  - ・令和3年度 介護職員スキルアップ研修【医療的知識編】【受講生募集】
  - ・区市町村、介護施設等職員向け福祉用具講習会のお知らせ
  - ・「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内
  - 令和3年度 介護施設等による外国人介護職員とのコミュニケーション促進支援事業補助金の申請受付(1回目)を開始します！
  - 【令和3年8月上旬～令和3年9月9日(木曜日)まで】

令和3年8月1日発行 第205号

○ **令和3年度 訪問看護にかかる支援策について**

**お知らせ**

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和3年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。  
各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

<R3年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 (対象分野: 訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	<b>9月30日(木)必着</b> ただし、 <u>上記締切日を過ぎた後に受験する対象分野に係る教育課程の募集要項等が発表された場合等は、入学試験日の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	<u>新規開設したステーション等は、事務職員を雇用しようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>
	(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等)確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	<u>新規開設したステーション等は、研修を始めようとする月の前月10日までに、都担当者まで連絡の上、申請すること。</u>

	(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員 (研修及び産休等)確保支援事業 <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>	新たに看護職員が産休等で 休業することになったステーション等は、 代替職員を任用しようとする 月の前月10日までに、 都担当者まで連絡の上、申請すること。
	(4) 新任訪問看護師(★)育成支援事業 ※補助金を活用するためには、管理者指導者育成研修の「育成定着推進コース」の修了が要件です。 ★ <u>新卒に限らず</u> 、訪問看護が未経験であれば対象です。	今年度受付終了しました。
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション	各教育ステーションへ直接申込ください
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1)【新規】育成定着推進コース 今年度受付終了しました。 (2)その他コース 11月～12月頃実施予定  詳細は別途各ステーションへご案内いたします
	訪問看護師オンデマンド研修事業	★eラーニング【配信中】 申込は、以下ホームページから ↓ <a href="https://tokyohoukan-st.jp/ondemand.html">https://tokyohoukan-st.jp/ondemand.html</a> ★相談受付実施中！ ※対象者は条件があります。詳細はホームページをご覧ください。
	訪問看護人材確保事業	詳細は別途ご案内いたします

※10日が、土曜日、日曜日、国民の祝日等の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日までとします。  
また、申込状況に応じて最終期限を設ける予定です。

【ホームページ】東京都福祉保健局>高齢者>介護保険>訪問看護推進総合事業  
(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/>)

【お問合せ先】

🔍 東京都訪問看護推進総合事業

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5320-4216 FAX03-5388-1395

## ○ 居宅介護支援事業所も「第三者評価の実施状況」を説明する必要があります。

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号通知)の一部改正により、令和 3 年 4 月 1 日から、指定居宅介護支援事業者が居宅介護支援の提供開始時に利用申込者又はその家族に説明し同意を得る必要がある「重要事項」に、第三者評価の実施状況(\*)が追加されています。

第三者評価を実施していない場合でも、その旨を説明する必要があります。

事業者は、居宅介護支援事業所の見やすい場所に、重要事項を掲示しなければなりません。ただし、重要事項を記載した書面を利用者又はその家族等が自由に閲覧できる形で事業所内に備え付けることで、掲示に代えることができます。

### (\*)説明すべき内容

- 第三者評価の実施の有無
- 実施した直近の年月日
- 実施した評価機関の名称
- 評価結果の開示状況

### 老企第 22 号通知

第 2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、3 運営に関する基準、  
(17) 掲示 を参照してください。

## ○ 介護現場におけるハラスメント対策事業について

このたび、介護現場における利用者・ご家族等からのハラスメントについて、新たに(1) 介護事業所の管理者様や、(2) 介護職員の方を対象とした電話相談窓口を設置いたしましたので、ご活用ください。(本事業は東京都より社会福祉法人東京都社会福祉協議会に事務を委託して実施しております。)

### (1) 介護事業所の管理者等からの相談(メールによる法律相談)

- ・相談できる方 都内に所在する介護サービス事業所・施設の管理者等
- ・相談員 弁護士
- ・相談料無料／秘密厳守
- ・相談方法 メール

相談票に相談内容を記入して、下記の相談専用メールに相談票を添付して送信ください。

相談専用メールアドレス: [kaigo-harassment@tcsw.tvac.or.jp](mailto:kaigo-harassment@tcsw.tvac.or.jp)

相談票: 相談票は下記の HP よりダウンロードしてください。

HP: <https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/kaigo-harassment.html>

- \* 通常、土日祝日・年末年始を除き、数日以内にご回答しておりますが、相談内容によってはご回答までに1週間前後かかることがあります。
- \* ご相談は原則、1 回といたします。継続のご相談が必要な場合も2回までとなります。
- \* 当窓口における回答は解決に向けたアドバイスとなります。最終的な意思決定、判断は相談者ご自身でお願いします。相談に対する回答により生じた事象については、責任を負いかねます。

※相談内容によっては、他機関等をご案内させていただく場合があります。

※厚生労働省の「管理者のための研修の手引き」では、下記はハラスメントではないとされています。

- 1 認知症等の病気または障害の症状として現れた言動(BPSD 等)
- 2 利用料金の滞納
- 3 苦情の申し立て

### (2) 介護職員からの相談(電話相談)

- ・相談できる方 東京都や都内区市町村から介護保険事業所として指定を受けている介護サービス事業所・施設に勤務する介護職員
- ・相談員 介護現場に詳しい相談員がお電話でお悩みをお聞きます。
- ・相談料無料／秘密厳守
- ・相談受付時間 平日 10 時～17 時 30 分(12 月 29 日から 1 月 3 日を除く)
- ・相談方法 電話 03-6265-6161

※本相談窓口において、当事者間の調停や関係者への具体的な措置は行えませんので、ご承知おきください。

詳細につきましては、以下の HP からご覧いただけます。

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/kaigo-harassment.html>



# ○令和3年度 介護職員奨学金返済・育成支援事業

お知らせ

東京都では、介護保険事業所等に就職した介護業務未経験の新卒者等を計画的に育成するとともに、キャリアアップできる環境を確保するため、奨学金貸与を受けた者に対して、奨学金返済相当額を手当として支給する介護事業所等を支援する事業を実施しております。

令和3年度は、対象職員の範囲等を拡充するとともに、補助金申請手続きも簡略化します。

ご興味のある法人様におかれましては、本事業の活用に向けて、本機会にぜひご検討ください。

## ＜本事業の概要説明資料・動画の公開を開始しました＞

東京都福祉保健財団 HP にて、本事業の概要説明資料・動画を公開しております。

(財団 HP: <https://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/>)

本事業の活用をご検討中の事業者様におかれましては、ぜひご覧ください。

## ＜昨年度からの主な変更点＞

### 1. 対象職員の範囲を拡充 ⇒ 新卒ではない介護業務未経験の方も対象になります！

対象職員の要件	令和2年度まで	令和3年度
令和3年4月1日現在、 学校等を卒業してから5年を経過していないこと	対象	対象 【令和3年度限り】
補助対象事業所の採用日以前に、 介護職員として通算6月以上勤務した経験がないこと。 (学生時代のアルバイト等の経験を除く)		対象 【新設要件】

※その他のすべての要件を満たすことが必要です。詳細は、以下「事業の概要」をご覧ください。

### 2. 対象となる奨学金の追加 ⇒ 高校の貸与型奨学金も対象になります！(高卒者も対象に！)

大学・大学院・短大・高等専門学校・専修学校に加え、高校の奨学金も新たに対象となります。

### 3. 補助金申請手続きの簡略化 ⇒ 事業計画書の提出が不要になります！

補助金交付までの書類提出は、交付申請書と実績報告書の計2回となります。

(令和3年11月頃 交付申請受付開始予定)

## ＜介護職員奨学金返済・育成支援事業の概要＞

### 【対象事業所】

令和3年4月1日現在、「介護職員処遇改善加算Ⅰ」を取得しており、かつ「資格取得支援制度(介護職員初任者研修、実務者研修及び介護福祉士国家試験)※」を有する都内の介護保険事業所等

※ 資格取得支援制度については、令和3年4月2日以降に創設した場合であっても、令和3年4月1日から適用する場合は対象となります。

### 【対象者】

以下(1)又は(2)のいずれかに該当する者。

(1) 次の①～⑥の要件をすべて満たす者 【令和3年度新規対象者】	(2) 次の①～④の要件をすべて満たす者 【継続対象者】
①令和3年1月2日から令和4年1月1日までに補助対象事業者 に常勤の介護職員(有期雇用を除く)として採用される。 ②①の採用日までに、学校等を卒業している。 ③介護福祉士となる資格を有していない。 ④奨学金を返済している。 ⑤補助対象事業所に在籍している。	①令和2年度の本事業の対象者であつた者。(※) ②奨学金を返済している。 ③補助対象事業所に在籍している。 ④常勤の介護職員(有期雇用を除く)として勤務している。

⑥以下のア又はイのいずれかに該当する。

ア (介護業務未経験) 【新設要件】	採用日以前に、介護職員として、 通算6月以上勤務した経験がない。 (学生時代のアルバイト等の経験を除く。)	※平成30年度又は平成31年度の対象者のうち、長期休業による奨学金返還期限猶予中の者等を含む。
イ (新卒者等) 【令和3年度限りの要件】	令和3年4月1日現在、学校等を卒業してから5年間を経過していないこと。	

【補助条件】

介護事業者が、対象職員の育成計画を作成し、下表のとおり、当該職員が5年以内に介護福祉士の資格取得を目指す体制を整備することが条件となります。

資格取得	1年以内	介護職員初任者研修の修了
	3年以内	実務者研修の修了
	4年目・5年目	介護福祉士試験の受験

※昨年度からの継続対象者の補助条件は、上記と異なります。詳細は、交付要綱をご確認ください。

【補助期間】

1人当たり5年間を上限（上表のとおり資格取得を目指すことを条件とします。）

【補助基準額】

1人当たり年60万円を上限

※本事業を活用した事業者は、東京都ホームページ等でご紹介する予定です。

※補助金申請スケジュール等につきましては、東京都福祉保健財団のホームページにてご案内させていただきます。

《問合せ先》

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部福祉人材対策室 介護人材育成担当

メール: [syogakukin@fukushizaidan.jp](mailto:syogakukin@fukushizaidan.jp)

電話: 03-6302-0280

財団 HP: <https://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/>

※お問合せは、財団ホームページに掲載の「質問票」を用いて、FAX 又はメールにてお願いします。

《東京都所管課》

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護人材担当

電話: 03-5320-4267

# ○外国人介護従事者受入れセミナー 受講者募集中！

お知らせ

## 1 目的

都内介護サービス事業者の責任者等に対し、外国人介護従事者の受入れ制度についての知識や円滑な受入れに必要なノウハウ等を提供します。

## 2 受講対象者

都内介護サービス事業者の責任者等(例 経営者、施設長)

## 3 内容

### 【動画配信】

配信期間:令和3年10月11日から11月19日まで(予定)

期間中、いつでも、複数回に分けて視聴可能。

項目	講師
1 外国人介護従事者受入れの制度・法令関係 (約50分)	第一東京弁護士会 弁護士 片岡 邦弘
2 外国人介護従事者受入れの体制づくり (約40分)	群馬医療福祉大学短期大学部 教授 白井 幸久
3 介護福祉士養成施設の留学生の受入れ (約20分)	日本介護福祉士養成施設協会 八尾 勝
4 外国人介護従事者の受入れ事例 (約15分×2事例・職員インタビュー約20分)	社会福祉法人聖風会 特別養護老人ホーム台東 他 社会福祉法人東六会 特別養護老人ホームゆしまの郷
5 相談窓口・都の介護人材対策の取組等 (約5分)	東京都福祉保健局 高齢社会対策部 介護保険課

### 【ライブ講義】

テーマ:外国人介護従事者の受け入れ体制づくり

実施日:令和3年11月12日(金)午前と18日(木)午後 (約60分)

※いずれかを選択(定員 各回25名)

講師:群馬医療福祉大学短期大学部 教授 白井 幸久

※web 会議システム「ZOOM」を使用。

※内容に変更が生じる可能性があります。

※「外国人介護従事者指導担当職員向け研修」と一部内容が重複します。

## 4 申込方法

申し込み方法、受講方法は、東京都福祉保健財団ホームページを御覧ください。

【ホームページ】<https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/>

### 【お問い合わせ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 介護人材養成室

外国人介護人材担当 TEL 03-3344-8627 平日 9:00~17:30

# ○外国人介護従事者指導担当職員向け研修 受講者募集中！

お知らせ

## 1 目的

外国人介護従事者の指導担当職員に対し、指導のポイント、その他生活面での配慮等について研修を実施し、都内介護サービス事業者の指導体制の整備を支援します。

## 2 受講対象者

都内介護サービス事業者における外国人介護従事者の指導担当職員(予定者を含む。)

## 3 内容

### 【動画配信】

配信期間:令和3年11月15日から12月24日

期間中、いつでも、複数回に分けて視聴可能。

項目	講師
1 外国人介護従事者受入れの制度・法令関係 (約40分)	第一東京弁護士会 弁護士 片岡 邦弘
2 多文化理解の促進、日本語の使い方(約40分)	新宿日本語学校 校長 江副 隆秀
3 外国人介護従事者受入れの体制づくり (約40分)	群馬医療福祉大学短期大学部 教授 白井 幸久
4 介護業務に関する指導・教育(約40分)	群馬医療福祉大学短期大学部 教授 白井 幸久
5 日本での生活に対する支援(約40分)	東京都介護福祉士会 会長 永嶋 昌樹
6 外国人介護従事者の受入れ事例 (約15分×2事例・職員インタビュー約20分)	社会福法人聖風会 特別養護老人ホーム台東 他 社会福祉法人東六会 特別養護老人ホームゆしまの郷

### 【ライブ講義】

テーマ:外国人従事者への配慮・支援

実施日:令和3年12月16日(木)午後と22日(水)午前(約60分)

※いずれかを選択(定員 各回25名)

講師:東京都介護福祉士会 会長 永嶋 昌樹

※web 会議システム「ZOOM」を使用。

※内容に変更が生じる可能性がございます。

※「外国人介護従事者受入れセミナー」と一部内容が重複します。

※全科目の動画を視聴し、アンケートを提出した事業所に対し修了証書を交付します。

※本研修の修了が、東京都の「介護施設等による留学生受入れ支援事業費補助金」の交付要件となります。

## 7 申込方法

申し込み方法、受講方法は、東京都福祉保健財団ホームページを御覧ください。

【ホームページ】<https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/>

### 【お問い合わせ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 介護人材養成室

外国人介護人材担当 TEL 03-3344-8627 平日 9:00~17:30



## ○東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業助成金事業計画書を募集中！

東京都では、介護職員の確保定着を図るため、「東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業」を実施しております。本事業では、事業所の周辺に介護職員の宿舎を確保し、職住近接等による働きやすい職場環境の推進と、災害時の運営体制強化に取り組む介護事業者を支援します。

本事業の助成金交付申請を行うためには、事前に事業計画書の提出が必要となります。本事業の活用を検討されている法人につきましては、事業実施主体である公益財団法人東京都福祉保健財団までお早めにご申請ください。

なお、本事業の申請にあたっては、福祉避難所の指定を受けている等の助成要件がありますので、財団のホームページにてご確認ください。

【提出期限】 **新規法人(本年度新たに申請する法人) 令和3年9月30日(木曜日)**

※継続法人(令和2年度に助成を受けた法人)の受付は終了しました。

【提出先】 〒163-0718 東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 18階

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当(介護)

【提出方法】 簡易書留や特定記録など配達記録の残る方法にて、必要書類を送付してください。

【申請書類等】 公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページよりダウンロードしてください。

(<https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/>)

※申請方法の詳細については、「令和3年度東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業 助成金の手引」及び「記入例集」を必ずご参照ください。

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当(介護)

TEL 03-3344-8548

## ○「社会保険労務士による介護職員処遇改善加算等の取得支援」のご案内

東京都では、介護職員の育成・定着を図るため、「介護職員処遇改善加算等取得促進支援事業」を実施しております。本事業では介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得に向けた支援を行います。

現在、申込を受け付けておりますので、以下のとおりご案内させていただきます。

※現時点での予定です。今後、変更になる可能性がありますので、予めご承知おきください。

### (1) 支援内容

「介護職員処遇改善加算のより上位の区分を取得したい」、「介護職員等特定処遇改善加算を取得したい」などといった都内介護サービス事業所向けに、電話により無料相談を開設しています。社会保険労務士が丁寧に加算取得のためのアドバイスを行いますので、お気軽にご連絡ください。

また、訪問によるアドバイスも行っております。訪問によるアドバイスは事前予約となっております。まずは、電話にてご予約ください。

### (2) 申込方法

以下のフリーダイヤルまで、ご連絡ください。

「処遇改善加算相談窓口」フリーダイヤル 0120-179-117

※毎週月・水・金(祝日を除く)9:30~16:30

※祝日と開催日が重なった場合は翌日に行います。詳しくは下記の東京都社会保険労務士会のホームページに掲載されている、開催日カレンダーをご覧ください。

URL: [https://www.tokyosr.jp/fukushikaigo\\_syogukaizenkasan/](https://www.tokyosr.jp/fukushikaigo_syogukaizenkasan/)

## ○令和3年度 介護職員スキルアップ研修(医療的知識編) [受講生募集]

### 1 研修の目的

高齢者介護の現場で働く職員が、高齢者の身体の特徴や、多い疾病の概要、健康状態の観察方法や医療介入の必要性などを学ぶことによって、日常の介護をより安全で質の高いものにするとともに、適切に医療職等と連携することができるようになることを目指して講義・個人ワークを行います。

### 2 対象

都内に所在する介護保険事業所（※）において経験年数概ね1～3年目の介護職員で、基礎的な医療知識を学びたい方

※東京都福祉保健局HPまたは東京都社会福祉協議会HPに掲載の募集要項をご確認ください。

### 3 受講料 無料

### 4 日程・会場 「収録型WEB研修」と「集合型研修」どちらかをお選びいただけます。(内容は同じです)

#### ◆収録型 WEB研修

	配信期間	申込締切	定員
第1期	令和3年 9月15日(水) ～ 11月2日(火)	8月25日(水)	350名
第2期	令和4年 1月12日(水) ～ 2月22日(火)	※申込については改めてご案内いたします。	

※視聴期間中は、好きな時間に繰り返し見ることができます。  
 ※申込みが定員を超過した場合、一施設当たりの受講者数を制限するなどの調整を行う可能性があります。

#### ◆集合型 研修

	日程	時間	会場	申込締切	定員
第1期	10月27日(水)	9:25 - 17:00	三鷹産業プラザ	9月8日(水)	45名
第1期	11月5日(金)	9:25 - 17:00	家の光会館		60名

※10月27日は市部事業所優先となります。  
 ※時間割等は決定通知にてお知らせいたします。  
 ※定員に達し次第募集を締め切ります。  
 ※感染症等の状況により、定員が変更になる可能性があります。

### 5 カリキュラム

	科目名	講師
1部	介護職員の役割と医療的知識の必要性について	公益社団法人 東京都介護福祉士会 常務理事 内田 千恵子 氏
2部	高齢者に多い疾患の理解 (疾病の理解と観察のポイント)	公益社団法人 東京都医師会 理事 土谷 昭男 氏
3部	高齢者の心身の理解	公益社団法人 東京都医師会 理事 西田 伸一 氏
4部	高齢者の日常生活を支える身体の管理 (基礎知識編)	株式会社ケアーズ 白十字訪問看護ステーション 所長 服部 絵美 氏
5部	気づきのための観察ポイント (個人ワークと解説)	

### 6 申込方法

東京都福祉保健局HPまたは東京都社会福祉協議会HPに掲載の募集要項を必ずご確認の上、東京都社会福祉協議会研修受付システム「けんとかん」からお申込みください。

(<https://www.shakyo-sys.jp/kensyu/tokyo/>)

7 問合せ先

東京都福祉人材センター研修室 介護職員スキルアップ研修担当

TEL : 03-5800-3335

# ○区市町村、介護施設等職員向け福祉用具講習会のお知らせ

お知らせ

都内区市町村、地域包括支援センター、介護施設等において、福祉用具の相談や適合等のサービス事務に従事する職員を対象に、実践に即した幅広い知識・技術を学べる講習会を実施します。

受講を希望される方は公益財団法人東京都福祉保健財団までお申込みください。

## 1 テーマ別講習

### 【第1回】

内容:褥瘡の予防と対策①

講師:高齢者生活福祉研究所 加島 守 氏

講習日時:令和3年9月9日(木)9:30~16:30 申込期限:令和3年8月26日(木)

### 【第2回】

内容:褥瘡の予防と対策②

講師:高齢者生活福祉研究所 加島 守 氏

講習日時:令和3年9月10日(金)9:30~16:30 申込期限:令和3年8月26日(木)

\* 第1回と第2回は同じ内容です。

### 【第3回】

内容:高齢者の車いす

講師:福祉技術研究所 市川 洌 氏

講習日時:令和3年9月29日(水)9:30~16:30 申込期限:令和3年9月15日(水)

### 【第4回】

内容:移乗1 トランスファボードとスライディングシート

講師:福祉技術研究所 市川 洌 氏

講習日時:令和3年10月5日(火)9:30~16:30 申込期限:令和3年9月21日(火)

### 【第5回】

内容:移乗2 リフト

講師:福祉技術研究所 市川 洌 氏

講習日時:令和3年10月19日(火)9:30~16:30 申込期限:令和3年10月5日(火)

### 【第6回】

内容:歩行補助具の選び方と使い方

講師:望月彬也リハデザイン 望月 彬也 氏

講習日時:令和3年11月5日(金)9:30~16:30 申込期限:令和3年10月22日(金)

### 【第7回】

内容:住宅改修と改修計画

講師:とちぎノーマライゼーション研究会 伊藤 勝規 氏

講習日時:令和3年12月3日(金)9:30~16:30 申込期限:令和3年11月19日(金)

### 【第8回】

内容:排泄の仕組みと福祉用具①

講師:日本コンチネンス協会 牧野 美奈子 氏

講習日時:令和4年1月21日(金)9:30~16:30 申込期限:令和4年1月7日(金)

### 【第9回】

内容:ヒヤリハット情報に学ぶ福祉用具の安全な利用

講師:とちぎノーマライゼーション研究会 伊藤 勝規 氏

講習日時:令和4年1月26日(水)9:30~16:30 申込期限:令和4年1月12日(水)

### 【第10回】

内容:排泄の仕組みと福祉用具②

講師:日本コンチネンス協会 牧野 美奈子 氏

講習日時:令和4年2月4日(金)9:30~16:30 申込期限:令和4年1月21日(金)

\* 第8回と第10回は同じ内容です。

\* 各回 定員30名(予定) 各回1名につき受講料1,000円

## 2 特別講習

### 【第1回】

内容:福祉用具と住宅改修～介護保険制度の考え方～

講師:創価大学 名誉教授 和田 光一 氏

講習日時:令和4年2月9日(水)9:30～16:30 申込期限:令和4年1月26日(水)

\* 定員30名(予定) 1名につき受講料1,000円

## 3 演習型

### 【第1回】

内容:高齢者のための環境整備

講師:望月彬也リハデザイン 望月 彬也 氏

講習日時:令和3年9月14日(火)10:00～16:30 申込期限:令和3年8月31日(火)

### 【第2回】

内容:福祉用具利用のためのアセスメントとプランニング

講師:福祉技術研究所 市川 洌 氏

講習日時:令和3年10月15日(金)10:00～16:30 申込期限:令和3年10月1日(金)

### 【第3回】

内容:要介護高齢者の住宅改修

講師:高齢者生活福祉研究所 加島 守 氏

講習日時:令和3年11月16日(火)10:00～16:30 申込期限:令和3年11月2日(火)

\* 各回 定員30名(予定) 各回1名につき受講料1,000円

### 【お問い合わせ】

申込書及び詳細は、公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページを参照してください。

[https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k\\_kushi.html](https://www.fukushizaidan.jp/203fukushiyougu/k_kushi.html)

公益財団法人東京都福祉保健財団福祉情報部福祉人材対策室地域支援担当

電話03-3344-8514 FAX03-3344-8531

## ○ 「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

お知らせ

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要となります。

そこで、東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

### ◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

### ◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

### ◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2021年4月1日から2022年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「くらしWEB(下記)」を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：無 料

申込条件：●申込者・・・都内の介護事業者、福祉団体、民生・児童委員、医療機関、町会・自治会、老人クラブ  
の他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者・・・原則10人以上

申込受付：2021年4月1日から2022年3月10日まで(先着300回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までFAXにてお送りください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京くらしWEB

[https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/de\\_koza/koure.html](https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabитай/de_koza/koure.html)

<トップ⇒学びたい⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込み・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

講座申込 FAX番号：03-5614-0743<FAXのみの受付となります>

TEL03-5614-0635(月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>)

\*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております\*

\*新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、講座を開催しています。

## ○ 令和3年度 介護施設等による外国人介護職員とのコミュニケーション促進支援事業補助金の申請受付(1回目)を開始します！

【令和3年8月上旬～令和3年9月9日(木曜日)×】

### 1 概要

介護保険サービスを提供する都内の施設・事業所(以下、「事業所」)が、事業所内の外国人介護職員と日本人職員や介護サービス利用者等との円滑なコミュニケーションを促進するために、多言語翻訳機の導入や異文化理解に関する研修の受講等を行う場合に、経費の一部を補助します。

### 2 補助対象事業所

下表に定める介護保険サービスを提供する都内の事業所

※ 国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は除く。

※ 介護保険法(平成9年法律第123号)第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

サービス名			
訪問介護	(介護予防)訪問入浴介護	通所介護	(介護予防)短期入所生活介護
(介護予防)短期入所療養介護	(介護予防)通所リハビリテーション	(介護予防)特定施設入居者生活介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
(介護予防)認知症対応型通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型通所介護
介護福祉施設サービス	介護保健施設サービス	介護医療院サービス	介護療養施設サービス

### 3 補助要件

外国人介護職員1名以上を、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に1月以上雇用すること。

※外国人介護職員がどのような在留資格であるかは問いません。

日本人の配偶者や永住者等の在留資格を有する外国人を含みます。

### 4 補助対象事業

#### (1) 介護業務マニュアルの作成

事業所における介護の手順・介護用語の統一化のための業務マニュアルの作成。外国人介護職員の母国語への翻訳を含む。

#### (2) 介護業務マニュアルの購入

事業所における介護の手順、介護用語の統一化のための介護テキスト等の購入。外国人職員が理解しやすいルビ、イラスト付きのテキストの購入を含む。

#### (3) 多言語翻訳機の購入又はリース

多言語翻訳機として使用するタブレットの購入は対象外。

#### (4) 外国人介護職員の日本語学習

日本語講師による外国人介護職員に対する日本語教育(介護関連の日本語を含む)。

日本人職員の日本語指導に関する研修の受講(「やさしい日本語」に関する研修等を含む。)



- (5)日本人職員及び外国人介護職員の異文化理解の学習  
異文化理解、外国人とのコミュニケーションに関する研修の受講等
- (6)介護技能実習評価者養成講習の受講  
介護職種 of 技能実習指導員講習の受講を含む。
- (7)その他コミュニケーションを促進し、外国人介護職員の受入環境を整備  
するために必要と考えられる取組

5 補助基準額・補助率

1事業所当たり30万円 補助率2/3

6 交付申請受付期間(予定)

**第1回 8月上旬～9月9日(木曜日) ←まもなく受付開始!**

※第1回は、10月末までに補助対象事業が完了予定の事業所のみ受付

第2回 11月下旬～1月上旬

7 問合せ先

～本補助金に関することは、公益財団法人東京都福祉保健財団までお問い合わせください～

公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部 介護人材養成室 外国人介護人材担当

TEL:03-3344-8627 (月曜日～金曜日 9:00～17:30)

HP:<https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/>

※要綱や補助金申請に係る手引き、交付申請関係書類等は上記ホームページに掲載しております。事業の詳細(補助要件等)は、そちらをご確認ください。なお、予定は今後変更する可能性があるため、予めご承知おきください。